

環創環評第368号

平成30年 3 月 28 日

中山駅南口地区市街地再開発準備組合

理事長 三 好 吉 清 様

横浜市長 林 文 子

(仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業に係る
第2分類事業の判定について (通知)

平成29年12月28日に、横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判定した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、今後、同条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

また、横浜市環境影響評価条例第15条第2項の規定に基づいた諮問に対する答申において、横浜市環境影響評価審査会から附帯意見がありました。事業の実施にあたっては、附帯意見にも十分配慮されるよう申し添えます。

担当 環境創造局環境影響評価課

芳川、竹ノ下

電話 : 045-671-4101

F A X : 045-663-7831